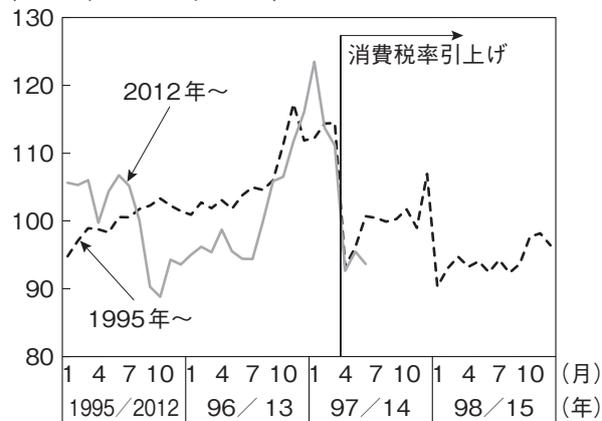


付図・付表

付図1-1 耐久財の販売動向

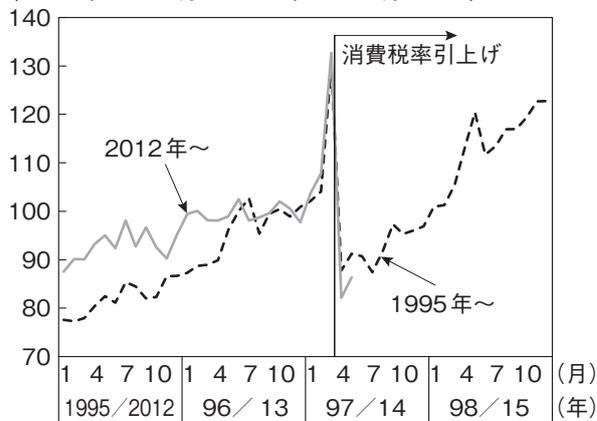
(1) 新車販売台数 (含軽)

(1995年/2012年=100)



(2) 実質家電販売 (機械器具小売業)

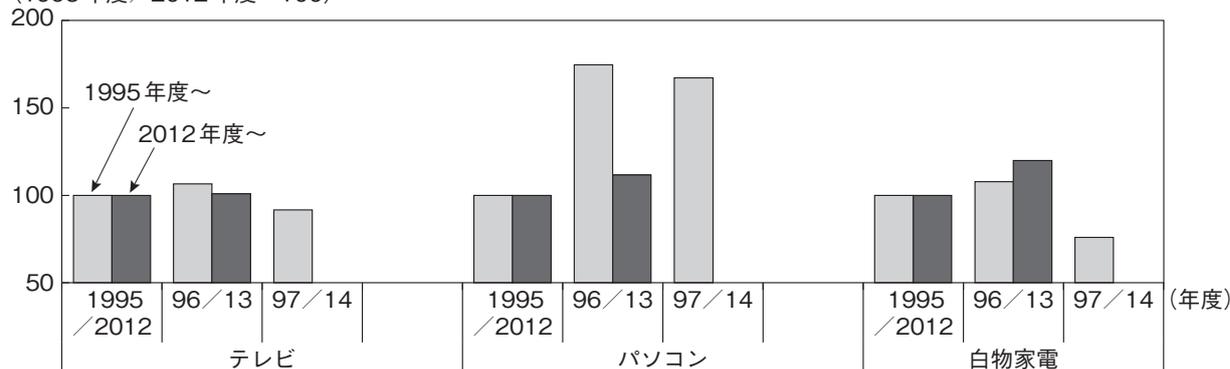
(1996年10-12月/2013年10-12月=100)



(3) 家電の品目別販売額 (名目)

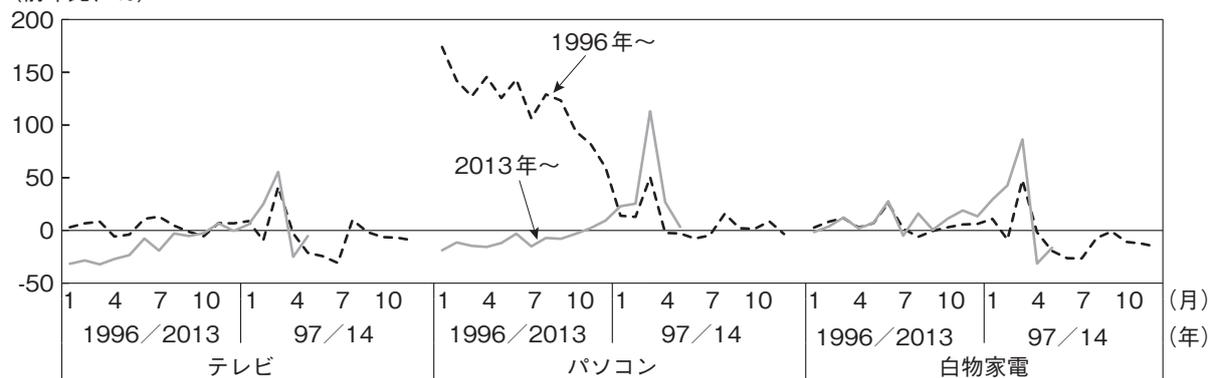
①水準

(1995年度/2012年度=100)



②前年比

(前年比、%)



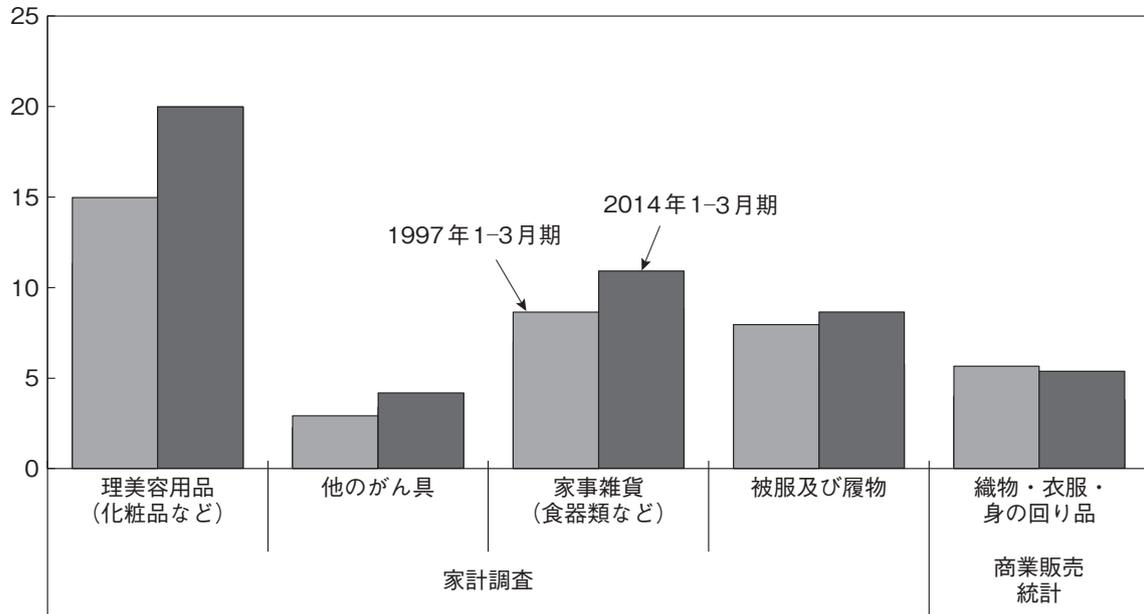
- (備考) 1. 日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会、経済産業省「商業販売統計」、総務省「消費者物価指数」、GfK ジャパン、日本電気大型店協会により作成。
 2. (1) 及び (2) は内閣府による季節調整値。
 3. (1) の新車販売台数は、1995年からの数値は登録ナンバーベース、2012年からの数値はナンバーベース。
 4. (2) の家電販売は、消費者物価指数における家電関連品目の指数を幾何平均して算出した価格指数により、実質化した。使用した家電関連品目は、家事用耐久財、冷暖房用器具、照明器具、蛍光灯 (電球・蛍光灯)、ヘルスマーター、体温計、血圧計、カメラ、ビデオカメラ、乾電池、電気かみそり。
 5. (3) の白物家電は、1995年以降は日本電気大型店協会ベース (電化製品と空調機器の合計)。2012年以降はGfK ジャパンベース (冷蔵庫、エアコン、空気清浄器、除湿器、加湿器、電子レンジ、クリーナーの合計)。

付図・付表

付図 1-2 耐久財以外の販売動向

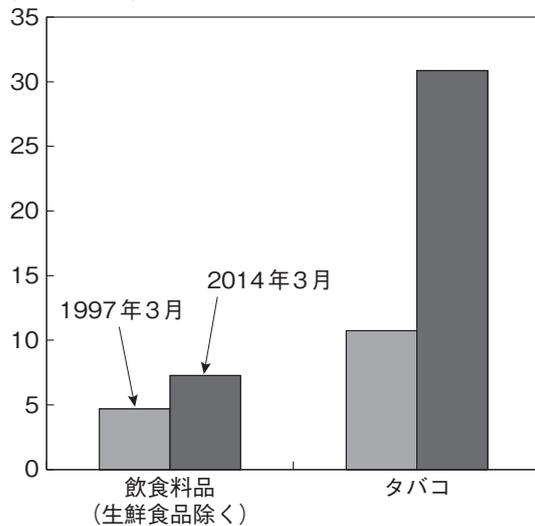
(1) 半耐久財

(前期比、%)



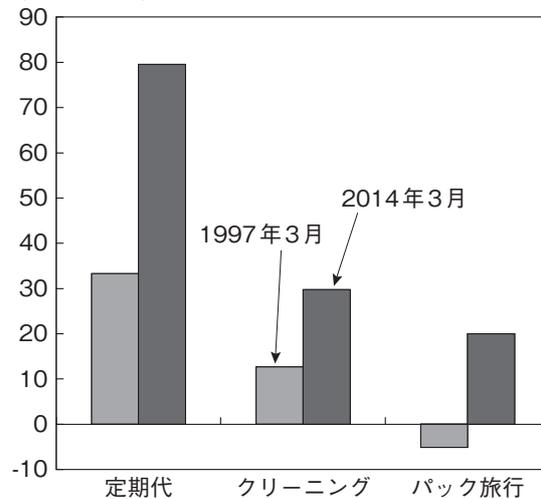
(2) 非耐久財

(前月比、%)



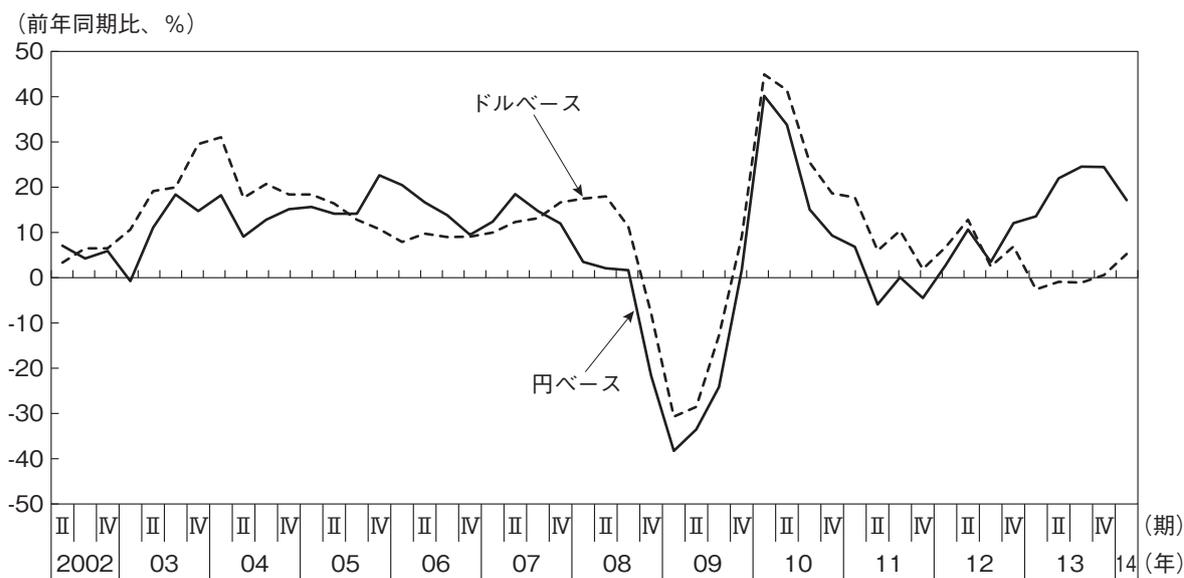
(3) サービス

(前月比、%)

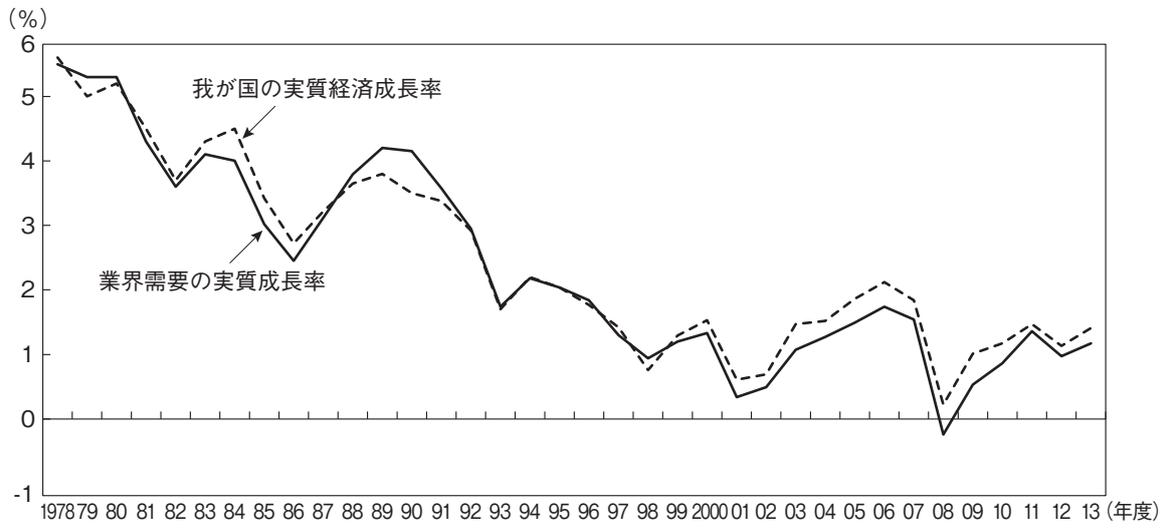


- (備考) 1. 経済産業省「商業販売統計」、総務省「家計調査」、「消費者物価指数」により作成。
2. 全て内閣府による季節調整値。
3. (2) 及び (3) は、前年12月から本年2月までの平均値に対する3月の伸び率。

付図1-3 海外子会社の売上高推移



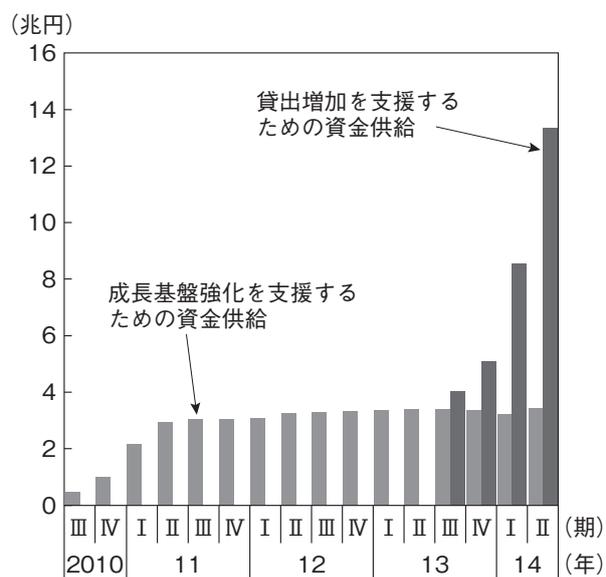
付図1-4 マクロ経済の予想成長率



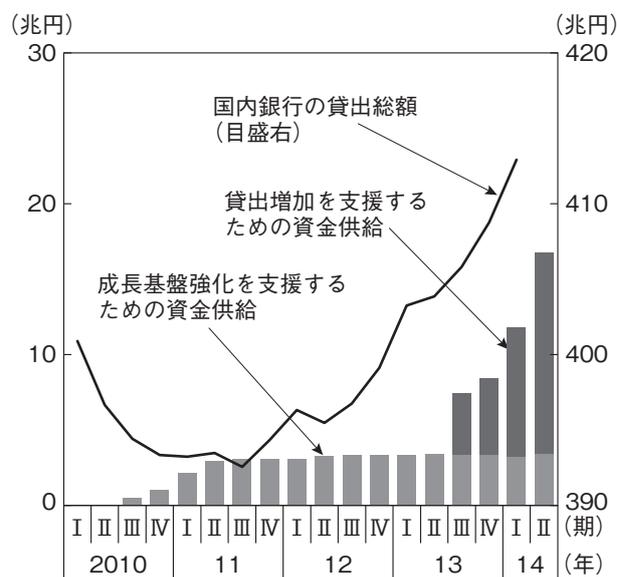
(備考) 1. 内閣府「企業行動に関するアンケート調査」により作成。
 2. 成長率はそれぞれ今後3年間の見通しとした。

付図1-5 貸出増加支援資金供給等の効果

(1) 貸出支援基金の貸付残高

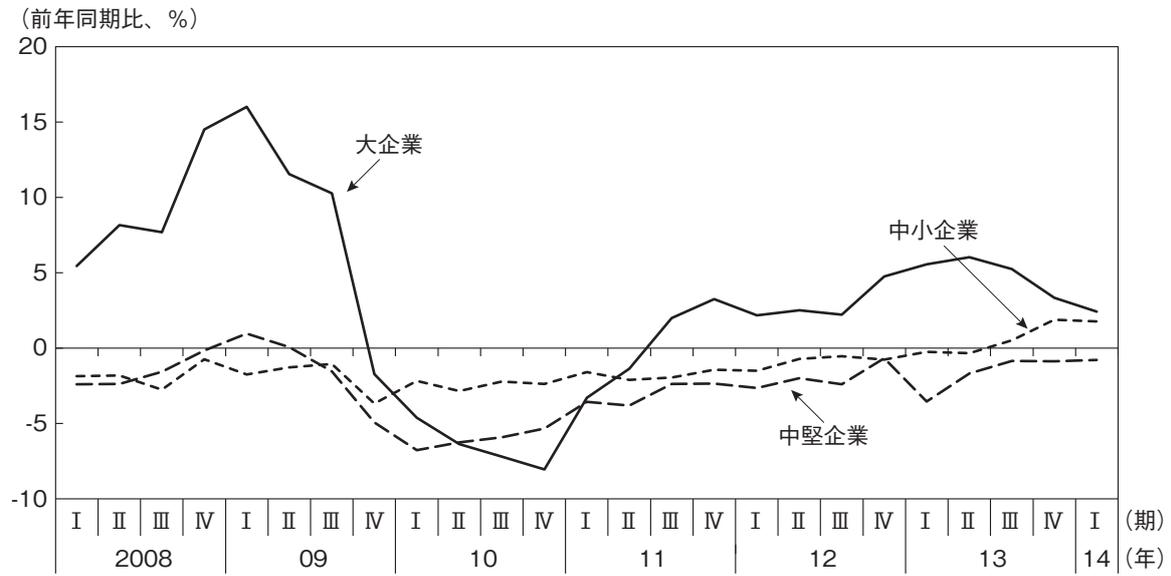


(2) 貸出総額との比較



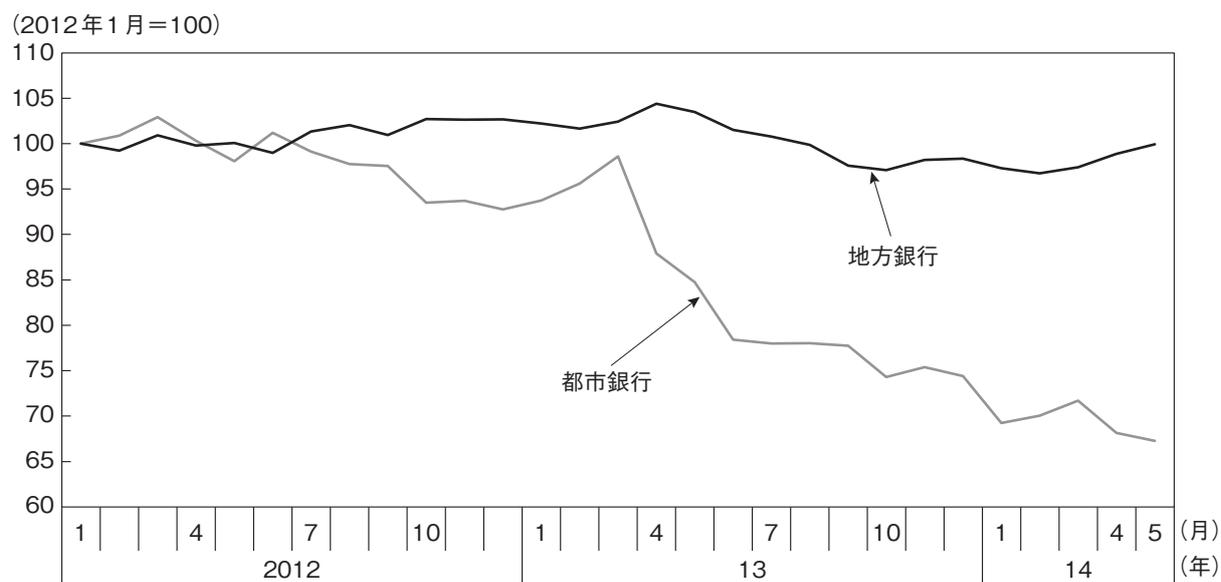
- (備考) 1. 日本銀行「貸出・預金動向」、日本銀行公表資料により作成。
 2. 「成長基盤強化を支援するための資金供給」について、米ドル特則は除く。
 3. (2)の国内銀行の貸出総額は、「貸出預金動向」における銀行計(都銀等及び地銀・地銀Ⅱ)の総貸出平残。

付図1-6 規模別の銀行貸出



(備考) 日本銀行「貸出先別貸出金」により作成。

付図1-7 業態別にみた国債残高の推移



(備考) 1. 日本銀行「民間金融機関の資産・負債」により作成。
2. 国債保有残高は、国庫短期証券を含む。

付表 1-8 経済成長と両立する財政健全化策

(1) 主要国にて近年（2009年1月～2013年9月）法制化、もしくは施行された年金支給開始年齢に係る改革例

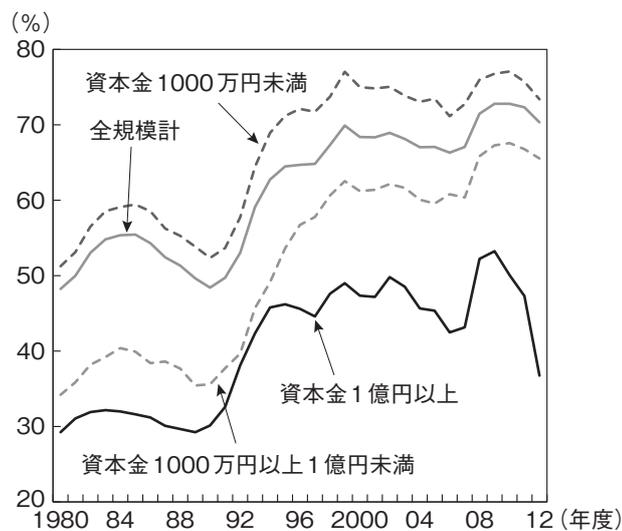
事例	概要
ドイツ	・2012年から2029年にかけて、標準的な年金支給開始年齢を65歳から67歳に引上げ。
英国	・2018年までに女性の年金支給開始年齢を男性に合わせて65歳に引上げ。続いて、2020年までに66歳に、2026年までに67歳まで引上げ。
イタリア	・2018年までに女性の年金支給開始年齢を男性に合わせて66歳に引上げ。以降、平均余命に応じて、年金支給開始年齢を引上げ。
オーストラリア	・2017年から23年にかけて、年金支給開始年齢を65歳から67歳に引上げ。
スペイン	・2013年から27年にかけて、年金支給開始年齢を65歳から67歳に引上げ。
ポーランド	・2013年から20年にかけて男性の年金支給開始年齢を65歳から67歳に引上げ。2013年から40年にかけて、女性の年金支給開始年齢を60歳から67歳に引上げ。

(2) 諸外国の税制改正にみられる所得税の見直しと経済成長への影響

事例	実施年	所得課税に係る変更内容	経済成長への影響
スウェーデン	1991年	・勤労所得税：低金利貸付等のFRINGE BENEFITに対する課税強化、年金所得控除縮小等による課税ベースの拡大とともに、所得税率の引下げ（地方税と合わせ、36～73%の4段階→31、51%の2段階）を実施。	・男性の労働時間は有意に増えなかったが、女性の労働時間は約10%（年間労働時間にして約168時間）増加（Klevmarken (2000)）。
アメリカ	1986年	・所得税：共稼ぎ控除の廃止、ローン利子所得控除の縮減等による課税ベースの拡大とともに、所得税の税率構造の簡素化（11～50%の14段階→15、28%の2段階）等を実施。	・女性労働力、特に高所得の既婚女性の労働供給が増加（Eissa (1995)）。ただし、改革全体が税収中立（分配への影響にも中立）を企図していたため、労働者全体の労働供給促進効果は大きくなかったとするものがある（Auerbach and Slemrod (1997)）。

（備考） OECD (2013) "Pension at a glance"、内閣府政策統括官（経済財政－景気判断・政策分析担当）(2002)、Klevmarken (2000)、Eissa (1995)、Auerbach and Slemrod (1997) により作成。

付図1-9 資本階級別赤字法人割合の推移



- (備考)
1. 国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」により作成。
 2. 2005年以前は1-2月決算ベース、2006年以後は3-4月決算ベースの値である。
 3. 2011年度の値から、各資本階級が「以上、未満」から「超、以下」に変更されているため、2011年度以降について資本金1000万円の企業分のデータが、「資本金1000万円以上(超)1億円未満(以下)」のグループから「資本金1000万円未満(以下)」のグループへと移行している。このため、2011年度以降については、両グループの2010年との差分を求め、絶対値の平均値を移行分として調整した。
 4. 企業規模計の値は、連結法人分を除いた値である。